

# 懲罰審査委員会施行細則

**第1条** 本施行細則は日本歯科技工士連盟規約（以下、「連盟規約」という。）第10条第4項の定めるところにより制定する。

**第2条** 本委員会の委員は、評議員より連盟規約別表に定める各地区の下記区分から各1名を選出して組織する。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 北関東・南関東・東京地区
- (3) 北信越・東海地区
- (4) 近畿地区
- (5) 中国・四国地区
- (6) 九州地区

**第3条** 本委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- (1) 委員長、副委員長は委員の互選による。
- (2) 委員長は委員会を総理し、副委員長は必要に応じ、委員長の職務を代行する。

**第4条** 委員に欠員を生じた場合、その所属地区区分から直ちに、後任者の選出を行わなければならない。

**第5条** 会長は会員の行為が連盟規約第10条第1項の各号の一つに該当すると認めるときは、役員会の議を経て本委員会に諮らなければならない。

**第6条** 本委員会の議決は委員の無記名票決により、可否同数のときは、委員長が決める。

**第7条** 連盟規約第10条第1項に定める懲戒の内容は次のとおりとする。

- (1) 除名  
会員として在籍する権利を無期限に剥奪する。
- (2) 戒告  
当該行為に及んだことについて強く戒め再び行うことのないように通告する。  
戒告を受けた者は日本歯科技工士連盟（以下、「日技連盟」という。）に対し始末書を提出しなければならない。

**第8条** 委員長は審議の結果を速やかに文書をもって会長に報告しなければならない。

**第9条** 第7条の規定による懲戒に関しては、懲罰委員会に本人を出席せしめ弁明の機会を与える。

**第10条** 連盟規約第10条第1項に定める会員の懲戒は評議員会の議決によらなければならない。

2 前項の議決の結果、除名するときは本人及び所属の各都道府県に置く日技連盟の支部（以下、「県技連盟」という。）にその理由の概要を文書をもって通知しなければならない。

**第11条** 懲戒を受けた会員はその通知を受けた日から30日以内に会長へ異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立ては本人の署名押印のある文書をもって前項の定める期間に日技連盟に到達するようにしなければならない。

3 前項の異議の申し立てがあったときは、会長は役員会において審議し、その結果を本委員会委員、本人及び所属の県技連盟に通知するものとする。

**第12条** 本細則の改廃は、役員会の議を経て行う。

附 則

1. 本細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

1. 本細則は、平成23年7月17日から施行する。

附 則

1. 本細則は、平成23年12月17日から施行する。